備考　1．プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

4．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1)　被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。

(3)　被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、５日以内に被保険者証を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返納すること。

(4)　不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(5)　被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。